

## 四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、四日市市スマートシティ構築促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、その運用に必要な事項を定めるものとする。

### (交付申請)

第2条 申請者は、当該年度の交付申請にあたり1つの対象設備につき1回限り申請できるものとする。

2 要綱第4条に規定する住宅等について、申請者以外に所有者がいる場合は、申請に当たって当該所有者の承諾を得ることとする。

### (申請に添付する書類)

第3条 交付申請書に添付する書類は次のものとする。ただし、止むを得ない理由により提出が不可能と市長が判断したものについては、提出を免除することができる。また、その際に、市長は申請者に対して条件を付することができる。

(1) 四日市市が申請者に対して3か月以内に発行した市税の完納証明書

(2) 太陽光発電設備、燃料電池設備、蓄電池（家庭用定置型）（以下、「蓄電池」という）、家庭用エネルギー管理システム（以下、「HEMS」という）、地中熱ヒートポンプ、電気自動車等充電設備（以下、「V2H」という）、電気自動車等充電設備においては、対象設備の仕様が確認できるカタログ等の書類（ただし、HEMS及び地中熱ヒートポンプにおいては要綱第5条に規定する要件が確認できるものとする）

(3) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）及びGX志向型住宅（以下、「ZEH等」という）においては、以下のとおりとする。

ア 「工事請負契約書」、「注文書及び注文請書」又は「売買契約書」の写し

イ 設置しようとする太陽光発電設備及びHEMSの仕様が確認できるカタログ等の書類（ただし、HEMSについては要綱第5条に規定する要件が確認できるものとする）

(4) 再生可能エネルギー由来の電力供給を受けていることを条件に加算の申請を行う場合においては、確認書（要領第1号様式）

(5) その他市長が必要と認める書類

### (事業着手及び事業完了)

第4条 要綱第4条に規定する事業の着手日及び完了日は次のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備、燃料電池設備、蓄電池、HEMS、地中熱ヒートポンプ、V2H、電気自動車等充電設備においては、以下のとおりとする。

- ア 市内において対象設備を設置しようとする場合の事業着手日は対象設備の中で最も早い着工日とし、事業完了日は実績報告に必要な書類のすべてが発行された日とする。
  - イ 市内において対象設備が設置された住宅等を購入しようとする場合の事業着手日は住宅等の引渡し日とし、事業完了日は実績報告に必要な書類のすべてが発行された日とする。
- (2) ZEH等においては、以下のとおりとする。
- ア 市内においてZEH等を新築しようとする場合の事業着手日はZEH等の着工日とし、事業完了日は実績報告に必要な書類のすべてが発行された日とする。
  - イ 市内において新築のZEH等を購入しようとする場合の事業着手日はZEH等の引渡し日とし、事業完了日は実績報告に必要な書類のすべてが発行された日とする。

(実績報告書に添付する書類)

第5条 実績報告書に添付する書類は次のものとする。ただし、止むを得ない理由により提出が不可能と市長が判断したものについては、提出を免除することができる。また、その際に、市長は決定者に対して条件を付することができる。

- (1) 設備導入場所の住宅の全景が分かるカラー写真
- (2) 設備導入場所の住宅の場所が分かる地図
- (3) 太陽光発電設備においては、以下のとおりとする。

- ア 対象設備の導入費用に係る領収書の写し（ただし、領収書に対象設備についての明記が無い場合は、領収書と同じ印のある内訳書等の写しを添付すること）
- イ 太陽光パネル及びパワーコンディショナーの設置が確認できるカラー写真
- ウ 電力受給契約に関する書類（「発電設備の連系に関するお知らせ」、「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」等）の写し又は、発電した電力が自家消費されることが分かる書類の写し（ただし、発電した電力を全量自家消費し売電契約を締結しない場合においては自家消費確認書（要領第2号様式）を添付すること）

- (4) 燃料電池設備、蓄電池、V2H、電気自動車等充電設備においては、以下のとおりとする。

- ア 対象設備の導入費用に係る領収書の写し（ただし、領収書に対象設備についての明記が無い場合は、領収書と同じ印のある内訳書等の写しを添付すること。また、ZEH等と同時に申請している設備は、領収書の写しに類するものも可とする）
- イ 設置が確認できるカラー写真

(5) HEMSにおいては、以下のとおりとする。

- ア 対象設備の導入費用に係る領収書の写し（ただし、領収書に対象設備についての明記が無い場合は、領収書と同じ印のある内訳書等の写しを添付すること）
- イ 設置が確認できるカラー写真及び起動中の画面写真

(6) 地中熱ヒートポンプにおいては、以下のとおりとする。

- ア 対象設備の導入費用に係る領収書の写し（ただし、領収書に対象設備についての明記が無い場合は、領収書と同じ印のある内訳書の写しを添付すること。また、ZEH等と同時に申請している設備は、領収書の写しに類するものも可とする）
- イ 設置が確認できるカラー写真（施工中、施工後）

(7) ZEH等においては、以下のとおりとする。

- ア 補助対象設備の導入費用に係る領収書の写し又はそれに類するもの
- イ 領収内容証明書（要領第3号様式）
- ウ 太陽光パネル、パワーコンディショナー、HEMSの設置が確認できるカラー写真
- エ HEMSの起動中の画面写真
- オ 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の事業計画認定申請に係る画面の出力又は電力会社への系統連系申込書の写し、電力受給契約に関する書類（「発電設備の連系に関するお知らせ」、「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」等）の写し又は、発電した電力が自家消費されることが分かる書類の写し。（ただし、発電した電力を全量自家消費し売電契約を締結しない場合においては自家消費確認書（要領第2号様式）を添付すること）  
（設置する太陽光電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれもが10kW以上の場合は、全量売電でないことが確認できること）
- カ BELS評価書の写し
- キ 住宅の引渡証明書等の当該住宅の引渡し日が確認できる書類の写し
- ク 施工証明書（要領第4号様式）

(8) 再生可能エネルギー由来の電力供給を受けていることによる加算を受ける場合においては、以下のいずれかとする。

- ア 再生可能エネルギーに由来する電力の供給を他者から受けていることが分かる受給契約書の写し等
- イ 自己の所有する太陽光発電設備等で発電した電力の余剰分を売電していることが分かる書類の写し（第5条第3号のウに規定する書類の写し又は、3か月以内に発行された売電先の発行する供給電力量が分かる書類の写し）

(9) その他市長が必要と認めるもの

(各様式の提出)

第6条 要綱に規定する第1号様式は、持参又は、郵送、第4号様式、第6号様式、第8号様式、及び第9号様式の提出は、持参、郵送又は、電子によるものとする。

2 持参、郵送による提出である場合、第5条(7)イ及びクに規定する領収内容証明書及び施工証明書は、原本の提出のみ認めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(環境部環境政策課)